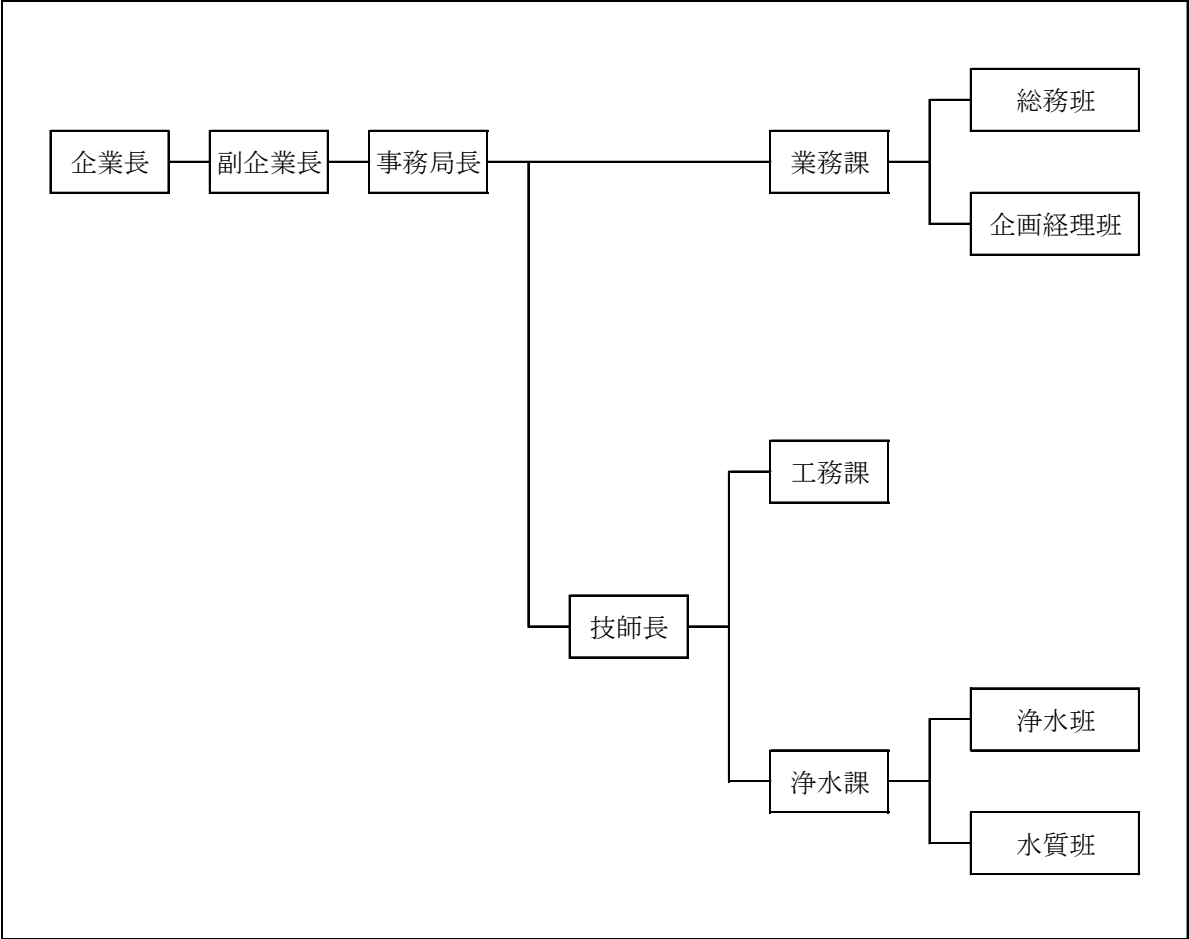


2. 組織

(令和8年3月31日現在)

(1) 機構

議 会 (議員は、企業長・副企業長を除く構成市町の長)	6 人
監査委員	2 人
事 務 局	3 1 人



事業所所在地

事業所名	所在地	電話番号
大多喜浄水場	夷隅郡大多喜町小谷松500番地	0470-82-5651

(2) 事務分掌

業 務 課

- (1) 各課の総合調整に関すること。
- (2) 儀式に関すること。
- (3) 課内の調整に関すること。
- (4) 事務改善に関すること。
- (5) 公印の管理に関すること。
- (6) 例規及び公告式に関すること。
- (7) 組織及び定員管理に関すること。
- (8) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。
- (9) 勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (10) 服務に関すること。
- (11) 職員の研修及び福利厚生に関すること。
- (12) 職員の健康管理、衛生及び安全管理に関すること。
- (13) 共済組合及び地方公務員災害補償基金に関すること。
- (14) 労働協約に関すること。
- (15) 職員の賠償責任に関すること。
- (16) 会計年度任用職員に関すること。
- (17) 資金前渡に関すること。
- (18) 職員の給与、旅費その他給付に関すること（被服を含む。）。
- (19) 文書の総括管理に関すること。
- (20) 情報公開制度の総括に関すること。
- (21) 庁議に関すること。
- (22) 議案作成等議会に関すること。
- (23) 運営協議会及び経営委員会に関すること。
- (24) 予算の編成及び執行計画に関すること。
- (25) 企業債、補助金、出資金、負担金及び一時借入金に関すること。
- (26) 庁用物品の調達、保管及び処分に関すること。
- (27) 総合事務組合及び日本水道協会等その他の加入団体に関すること。
- (28) 監査委員の事務に関すること。
- (29) その他一般庶務及び他課に属しない事項に関すること。

企画経理班

- (1) 議会に関すること。
- (2) 議会の庶務に関すること
- (3) 南房総地域水道連絡協議会に関すること。
- (4) 構成団体の需要量調整及び送水協定に関すること。
- (5) 料金体系及び料金の請求に関すること。
- (6) 経営分析及び計画に関すること。

- (7) 業務状況の公表に関すること。
- (8) 計理状況の報告に関すること。
- (9) 資金計画及び資金運用に関すること。
- (10) 財務諸表の作成、その他決算の調製に関すること。
- (11) 例月出納検査、定期監査、決算審査に関すること。
- (12) 公金等の出納、保管その他の会計事務に関すること。
- (13) 会計書類の審査、確認及び保管に関すること。
- (14) 各種会計帳簿の整理、保管に関すること。
- (15) 出納取扱金融機関に関すること。
- (16) 固定資産の管理、取得及び処分に関すること。
- (17) 用地取得及び登記事務並びに借地等に関すること。
- (18) 行政財産の管理（他課の所掌するものを除く。）に関すること。
- (19) 庁舎等の管理及び取締り（他課の所掌するものを除く。）に関すること。
- (20) 建物及び庁用自動車等保険に関すること。
- (21) 庁用自動車の管理及び事故処理に関すること。
- (22) 入札制度に関すること。
- (23) 指名業者選定審査会に関すること。
- (24) 入札等請負契約の締結に関すること（他課の所掌する軽微な事務に係るものを除く。）。)
- (25) 建設工事施工に係る補償に関すること。
- (26) 審査請求その他不服申し立てに関すること。
- (27) 広報及び統計に関すること。
- (28) 施設見学に関すること。
- (29) 県内水道の統合・広域化に関すること。

工 務 課

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 用水供給事業の基本計画に関すること。 (2) 用水供給事業の調査に関すること。 (3) 施設の基本計画に関すること。 (4) 水源の確保及び保全に関すること。 (5) 関係機関との協議及び調整に関すること。 (6) 建設工事等の積算基準、技術基準及び標準仕様等の調整に関すること。 (7) 水道災害相互応援協定等に関すること。 (8) 道路等の占用の更新に関すること。 (9) 導送水管路の維持管理に関すること。 (10) 建設工事の設計施工に関すること。 (11) 起債及び補助事業等の資料の作成に関すること。 (12) 国庫補助事業評価に関すること。 (13) 危機管理に関すること。 |
|--|

浄 水 課

浄 水 班

- (1) 浄水場の運転に関すること。
- (2) 電気機械設備等の維持管理に関すること。
- (3) 建設工事（電気機械設備）の設計施工に関すること。
- (4) 建設工事（電気機械設備）に係る関係機関との調整に関すること。
- (5) 起債及び補助事業等の資料の作成に関すること。
- (6) 汚泥の管理及び処分に関すること。
- (7) 浄水処理用薬品の管理に関すること。
- (8) 場内水質管理業務に関すること。
- (9) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づくエネルギー管理に関すること。

水 質 班

- (1) 水質管理（水源を含む。）及び水質管理の調査報告に関すること。
- (2) 排水及び汚泥の調査に関すること。
- (3) 水質試験用薬品及び機器等の維持管理に関すること。
- (4) 浄水処理用薬品の品質管理に関すること。
- (5) 水質検査計画の策定及び公表に関すること。

(3) 職員構成状況（特別職を除く。）

令和8年3月31日現在

所 属 \ 区 分		職 員 数	性 別		備 考
			男	女	
事 務 局 長		1		1	
技 師 長		1	1		浄水課長事務取扱
業 務 課	課 長	1	1		
	総 務 班	4	2	2	
	企 画 経 理 班	5	3	2	会計年度任用職員 1 人
	計	10	6	4	
工 務 課	課 長	1	1		
		4	4		県への派遣 1 人
	計	5	5		
浄 水 課	課 長				技師長による事務取扱
	浄 水 班	9	9		新規採用職員 1 人
	水 質 班	5	4	1	
	計	14	13	1	
合 計		31	25	6	
損益勘定所属職員		30	24	6	
資本勘定所属職員		1	1		

(4) 年齢別職員内訳（特別職を除く。）

令和8年3月31日現在

年 齢 \ 職 名	職 員 数	比 率 (%)	備 考
18～20歳	1	3.2%	
21～25歳	1	3.2%	
26～30歳	2	6.5%	
31～35歳	3	9.7%	
36～40歳	2	6.5%	
41～45歳	4	12.9%	
46～50歳	3	9.7%	
51～55歳	12	38.7%	
56～60歳	3	9.7%	
61歳以上			
計	31	100.0%	
平均年齢	45歳8月		

注：比率は単位未満で四捨五入しているため、計と内訳の計は必ずしも一致しない。

(5) 年度別職員構成状況（特別職を除く。）

令和8年3月31日現在

所 属 \ 年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
事 務 局 長	1	1	1	1	1	
技 師 長	1	1	1	1	1	
業 務 課	10	10	10	10	10	
工 務 課	5	5	5	5	5	
浄 水 課	14	13	13	13	14	
合 計	31	30	30	30	31	